

文京区子育てサポーター認定制度

令和3年度第1回 ベーシックサポーター認定研修

【 募 集 要 項 】



「子ども・子育て支援新制度」シンボルマーク

文京区社会福祉協議会
文 京 区

申込期限：令和3年4月23日(金曜日) 必着

■ 子育てサポーター認定制度とは

文京区及び文京区社会福祉協議会では、地域の子育て世帯をサポートする人材の育成を目的とした『文京区子育てサポーター認定制度』を実施しています。

子育てサポーターの認定を受けた方が、文京区社会福祉協議会が実施する「ファミリー・サポート・センター事業」（次項参照）や地域団体により運営されている「地域子育て支援拠点事業」等の担い手としてご活躍いただくことで、地域の子育て世帯をサポートしていきます。

■ ベーシックサポーター認定研修とは

今回の研修は『文京区子育てサポーター認定制度』のうちの『ベーシックサポーター認定研修』を実施します。

この研修は、子育て支援員（※1）としての役割や子どもへの関わり方を理解し、子育て支援に関する基礎的な知識・原理・技術・倫理及び訪問型保育の担い手としての知識について習得するものです。

1日目と2日目前半は、子育て支援員制度の基本研修と同様のカリキュラムです。2日目後半の救命救急講習と3日目の地域住民による子育て支援であるファミリー・サポート・センター事業について理解を深めるための研修は本認定研修独自のカリキュラムです。

本研修を受講することで、文京区社会福祉協議会が「ベーシックサポーター」として認定し、認定証を交付します。また、認定証を交付された方は、別途開催予定の「スタンダードサポーター認定研修」（※2）や「居場所サポーター認定研修」（※3）の受講資格を得ることができます。

※1「子育て支援員制度」とは・・・全国共通の研修制度。地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、各事業等に従事することを希望する方に対し、必要な知識や技能等を修得するための研修を開催しています。

本『ベーシックサポーター認定研修』を受講することで、国の子育て支援員制度の基本研修カリキュラムを修了できます。受講後には、文京区から子育て支援員基本研修の修了証明書を交付します。

※2「スタンダードサポーター認定研修」とは・・・訪問型保育についての理解を深め、知識・技術を習得するための研修です。

※3「居場所サポーター認定研修」とは・・・主に地域子育て支援の活動者に求められる基礎的な知識・技術を習得するための研修です。

文京区子育てサポーター認定制度のしくみ

- ①のベーシックサポーター研修修了後、ご自分の興味にあわせて
②、③の研修を受講可能です。

①ベーシックサポーター研修(2.5日)

【内容】全ての研修の基礎となる研修です

- 子育て支援員 基本研修カリキュラム(貞静学園短期大学)
- 救命救急講習(救命救急協会)
- ファミリー・サポート・センター事業説明(文京区ファミリー・サポート・センター)

【修了後に想定される活動】

ファミリー・サポート・センターの提供会員としての活動(送迎や自宅での預かり)

②スタンダードサポーター研修(2日)

【内容】自宅以外での預かり活動を想定した研修です。

- 訪問型保育について
(全国保育サービス協会)

【修了後に想定される活動】

ファミリー・サポート・センター提供会員としての依頼会員宅での預かり活動

③居場所サポーター研修(2.5日)

【内容】子育て支援拠点、子育てサロン、子ども食堂など、地域の子どもの居場所での活動を想定した内容です。

- 子育て支援員
地域子育て支援コース(地域子育て支援拠点事業)カリキュラム
- 地域団体でのボランティア実習及び振り返り

参考

■ ファミリー・サポート・センター事業について

ファミリー・サポート・センター事業とは、子育ての援助を受けたい方(依頼会員)と子育ての援助ができる方(提供会員)が、地域の中で子育ての相互援助活動を行う会員組織です。

研修修了後、ファミリー・サポート・センター事業の提供会員として登録していただくと、例えば…

「保育施設の保育開始前、終了後の送迎・預かり」

「学校の放課後または学童クラブ終了後の預かり」

「お子さんの習い事等の送迎」等のサポートをしていただけます。

※提供会員に登録できるのは20歳以上で原則文京区在住の方です。

※提供会員ご自身のお子さんと一緒に依頼会員のお子さんのサポートはできません。

■ 募集要項

1. 対象者

研修終了後に、子育てサポーターに登録の上、以下いずれかの活動を希望する
20歳以上の区内在住・在勤・在学の方

- ①ファミリー・サポート・センター事業の提供会員としての登録・活動（原則区内在住者のみ）
- ②地域団体による子育て支援拠点事業の担い手としての活動
- ③その他、区内での子育て支援活動

※既にスタンダードサポーターの認定を受けた方の再受講はできません。

2. 研修内容

研修内容は下表のとおりです。

日	午 前	午 後	備 考
1日目	子ども・子育て家庭の現状 子ども家庭福祉	対人援助の価値と倫理 子どもの発達 保育の原理	子育て支援員 基本研修カリキュラム
2日目	児童虐待と社会的養護 子どもの障害	総合演習	
		救急救命講習（実技）	ベーシックサポーター カリキュラム
3日目	ファミリー・サポート・センター事業 について		

※今後、科目や時間割の変更等が生じる場合があります。

3. 日程及び会場

研修日程・会場は下表のとおりです。

日	日 時		研修名	会 場
1日目	5月29日（土）	9:30～16:30	子育て支援員基本 研修 カリキュラム	貞静学園短期大学 （小日向1-26-13）
2日目	5月30日（日）	9:30～14:00 14:00～17:00		
3日目	5月31日（月）	9:30～12:00	ベーシックサポーター カリキュラム	文京区民センター （本郷4-15-14）

※今後、科目や時間割の変更等により終了時間が変更となる場合があります。

※子育て支援員基本研修免除の方は、**5月30日14：00からの救急救命講習からの受講となります。**

4. 募集定員

10人

- * 定員を超過した場合は抽選となり、受講できない場合があります。
- * 受講の決定は、令和3年5月中旬を予定しており、郵送にて受講の可否をご通知いたします。受講決定者には、研修案内を併せてご通知いたします。

5. 参加費用

研修への参加費用は無料です。

- * 会場への往復の交通費及び昼食代等は、自己負担となります。

6. 申込方法及び申込書等提出先

以下の提出書類を揃え、簡易書留郵便にてご提出ください。

《提出書類》

(1) 受講申込書

(2) 本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど）の写し
※健康保険証の写しをご提出の方は、個人情報保護のため「被保険者等記号・番号」を黒塗りにしてご提出ください。

(3) 保育士資格等をお持ちの方は 受講免除の証明書類

※(3)は該当者のみ。詳細は次ページ「8.受講免除」を参照。

《簡易書留郵便 送付先》

〒164-0001 東京都中野区中野4-11-10

株式会社東京リーガルマインド 新規事業本部 文京区子育てサポーター研修事務局 宛

7. 受講申込期限

申込期限：令和3年4月23日(金曜日) 必着

8. 受講免除

(1) 子育て支援員基本研修の受講免除

①保育士資格等による受講免除

以下に掲げる各資格をお持ちの方は、子育て支援員基本研修の免除が可能となりますので、当該資格の免許証等の写しを添付（氏名変更等により、免許証等の氏名と異なっている方は、戸籍抄本を同封）してください。

①保育士

②社会福祉士

③幼稚園教諭、看護師、保健師の資格があり、子どもに関わる業務

（保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなど）に携わっている方

②他自治体の研修受講により全部または一部科目免除

他自治体で実施している子育て支援員研修基本研修の全部または一部の科目を修了している方は、修了している科目について免除が可能となりますので、修了証書等の写しを添付（氏名変更等により、修了証書等の氏名と異なっている方は、戸籍抄本を同封）してください。

(2) 救急救命講習の受講免除

文京区ファミリー・サポート・センターの提供会員で、乳幼児を対象とした救命講習の修了証をお持ちの方や東京防災救急協会の上級救命講習の修了証をお持ちの方は、有効期限内である場合に限り、救急救命研修の免除が可能となります。修了証の写しを添付してください。氏名変更等により、修了証等の氏名と異なっている方は、戸籍抄本を同封してください。

9. 認定証等の発行

本研修を受講することで、ベーシックサポーター認定証及び子育て支援員基本研修の修了証明書を発行いたします。

※なお、子育て支援員基本研修については、都合により、一部の研修科目のみ受講した場合であっても、受講科目分の修了証を発行します。

10. 個人情報の取り扱い

受講申込書に記載された個人情報については、適正な管理を行い、本事業の運営以外の目的に利用することはありません。

11. 児童の保育について

研修受講中にお子様の保育をご希望の方は、受講の申込みと合わせて、ご相談ください。

なお、保育のご希望状況等により、お受けできない場合がございますので、ご了承ください。

■ 実施主体

本ベーシックサポーター認定研修の実施主体は、文京区及び文京区社会福祉協議会です。

○研修カリキュラムについては、文京区から委託を受けた「学校法人 貞静学園 貞静学園短期大学」及び文京区社会福祉協議会が実施します。

○救急救命講習については、他の専門機関により実施いたします。

○本研修の受付等業務について、株式会社東京リーガルマインドへ委託しています。

お問い合わせ先

(1)子育てサポーター認定制度、ファミリー・サポート・センター事業については
文京区社会福祉協議会ささえあいサポート係
〒113-0033 文京区本郷四丁目15番14号 文京区民センター4階
電話：03-3812-3043 / FAX：03-5800-2966

(2)子育て支援員制度については
文京区子ども家庭部子育て支援課子育て支援推進担当
〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号 シビックセンター5階
電話：03-5803-1256 / FAX：03-5803-1345